



「（仮称）仙台市中小企業活性化条例」 の制定に関する意見募集について

市内中小企業の活性化を図るために、

「（仮称）仙台市中小企業活性化条例」を制定します。

市民の皆様のご意見、ご提案を募集します。

平成 26 年 11 月
仙 台 市 経 済 局

「(仮称) 仙台市中小企業活性化条例」の制定に関する意見募集について

1 条例制定の背景～なぜ条例制定が必要なのか～

市内の中小企業は、事業所の大部分を占め、地域の経済や雇用を支えています。また、東日本大震災の際には自らも被災しながら、地域と協力してボランティア活動に取り組むなど、地域との結びつきを強めています。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、急速な人口減少などにより厳しさを増し、消費の縮小や経済の停滞などが懸念されています。

仙台が将来にわたって持続的に発展し、東北をけん引し続けるためには、仙台の「礎」である中小企業の活性化を図ることが不可欠であり、そのための基本的方向性やそれぞれが果たすべき役割を明確化し、必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定します。

※ 詳しくは、3ページの条例制定の趣旨をご覧ください。

2 条例制定の基本的な考え方

- 条例の名称を「(仮称) 仙台市中小企業活性化条例」とします。
- 中小企業の活性化に向けて、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等の責務や努力、役割などを条例に定めます。
- 中小企業活性化施策を実施するに当たっての基本方針を条例に定めます。
- 中小企業の活性化に関し施策の検証・検討など必要な事項を審議するために「(仮称) 仙台市中小企業活性化会議」を設置することとします。

3 条例制定に至るまでの主な経過

平成 26 年 7 月	第 1 回中小企業活性化懇談会開催
平成 26 年 7 月～10 月	中小企業へのアンケート・ヒアリング実施
平成 26 年 10 月	中小企業活性化シンポジウム開催

4 条例制定に関する意見募集

「(仮称) 仙台市中小企業活性化条例」を制定するにあたり、「(仮称) 仙台市中小企業活性化条例(中間案)」について、市民の皆様のご意見をお寄せください。

【募集期間】

- 平成 26 年 11 月 11 日(火) から平成 26 年 12 月 10 日(水) まで

※当日消印有効

【提出先】

- 郵 送 : 〒980-8671 (住所記入不用) 仙台市経済局経済企画課
- F A X : 022-267-6292
- E-mail : kei008010@city.sendai.jp

【提出方法】

- 郵送、FAX の場合は、最終ページの「意見募集用紙」をご利用ください。
- E-mail の場合は、件名を「中小企業活性化条例意見」として、ご意見・ご提案のほか、ご氏名、ご住所を記入願います。
- 電話による意見受付はいたしませんので、ご了承ください。

【問い合わせ先】 仙台市経済局経済企画課 TEL : 022-214-8275

(仮称) 仙台市中小企業活性化条例 (中間案)

1 条例制定の趣旨

仙台の歴史的背景や中小企業が果たしてきた役割を振り返るとともに、現状や課題を認識し、条例を制定する趣旨を明らかにします。

- 仙台は開府以来、雄藩の城下町として栄え、「杜の都」の豊かな自然環境や、「学都」の研究機能を有する東北の中核都市として発展を遂げてきました。その原動力は、本市事業所の大部分を占め、「商都・仙台」の礎として経済活動や雇用を担ってきた中小企業です。そこに働く人々は、長く仙台に暮し、地域社会の一員としてこのまちを支えており、東日本大震災の際には自らも被災しながら、地域と協力してボランティア活動に取り組むなど、地域との結びつきを強めています。
- しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、急速な人口減少と高齢化により厳しさを増し、消費需要の縮小、労働力や後継者不足とこれに伴う生産力の減衰などが懸念されています。この影響は、特に、経営資源の乏しい小規模企業において顕著であり、中小企業が担う多様な役割と重要性を考えれば、このような状況は、本市の活力や賑わいを奪い、まちづくりの基盤を揺るがす恐れがあります。
- 本市が、将来にわたって持続的な発展を確保し、東北の活力をけん引し続けるためには、人々がこのまちに住み、働くことができる場を確保するとともに、地域で輝く企業を育成することが不可欠です。
- そのため、私たちは、本市経済の中核をなす中小企業の創意工夫と自主的な努力を基本としつつ、中小企業が国内外の変化に柔軟に対応しながらその力を存分に発揮できるよう、市、事業者、経済団体、大学などの研究機関、市民が一丸となって、本市中小企業の活性化に向けた戦略的な取り組みを推進していきます。
- このような決意のもと、中小企業の活動により生じる価値が着実に循環し、地域の活性化が中小企業の発展を促進させることができるよう、基本的な考え方や取組みの方向性等を明らかにするとともに、必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定するものです。

2 条例制定の目的

条例の目的を、「中小企業の活性化を総合的に推進することにより、地域社会の発展及び市民生活の向上を図ること」とします。

- 条例は、中小企業が本市において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の活性化に係る基本理念を定め、市の責務、中小企業者の努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の活性化に関する施策を総合的に推進し、もって地域社会の発展及び市民生活の向上を図ることを目的とします。

3 用語の定義

この条例において用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈が出来るようにします。

- 「中小企業者」とは、中小企業基本法第二条第一項各号のいずれかに該当する者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- 「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する事業者であつて市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- 「中小企業団体」とは、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいいます。
- 「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- 「金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うものをいいます。
- 「大学等」とは、学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法第二条第四項に規定する大学共同利用機関その他の研究開発機関をいいます。

4 市、中小企業者、中小企業団体、大企業者等、市民の責務や役割など

中小企業の活性化を図るためには、市や中小企業者などが、一体となって戦略的な取り組みを行う必要があります、そのためにはそれぞれが自分の責務や役割を認識する必要があります。

- 「市」は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の活性化に関する施策を実施します。また、中小企業の活性化に関する施策を実施するに当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業団体、大企業者、大学等その他中小企業を支援する関係機関と連携を図るよう努めます。
- 「中小企業者」は、経済的社会的環境の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革新及び従業員の仕事と生活の調和に自主的に取り組むよう努めます。また、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めます。さらに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます。そして、地域経済の振興を図るため、中小企業団体と相互に協力するよう努めます。
- 「中小企業団体」は、中小企業者の経営の向上及び改善のための支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます。
- 「大企業者、金融機関及び大学等」は、その事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者及び中小企業団体との連携及び協力を努めます。また、中小企業の活性化が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます。
- 「市民」は、中小企業の活性化が地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、市が実施する中小企業の活性化に関する施策に協力するよう努めます。

5 施策の基本方針

中小企業の活性化に向けて、具体的な施策ではなく、行政が今後取り組む基本的な考え方を明示することで、中小企業支援の方向性を示します。

市が中小企業の活性化に向けた施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として行います。

- 中小企業の経営方法の改善、技術の向上、資金調達の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化を促進すること
- 中小企業者相互並びに中小企業者と中小企業団体、大企業者、金融機関、及び大学等との連携・協力を促進すること
- 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たって、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めること
- 前各号に掲げるもののほか、中小企業の活性化のために必要な施策を推進すること

市は、上記の基本事項に定めるもののほか、中小企業の活性化に向けた次に掲げる事項の重要性を特に認識して施策を行います。

- 女性や青年を含む多様な人材の育成、確保及び定着を図ること
- 中小企業の創業及び事業承継、特に、女性や青年による創業の推進及び事業の承継を促進すること
- 中小企業が地域と協働して取り組む地域社会の発展及び市民生活の向上を図る活動を促進すること
- 市は、前記の各事項に取り組むに当たっては、小規模企業者が、本市経済の持続的な発展と自立的で個性豊かな地域社会の形成に向け、その活力発揮の必要性が増大していることにかんがみ、その経営資源を有効に活用し、円滑かつ着実な事業運営が確保できるよう、経営状況に応じ必要な配慮を払うようにします。

6 中小企業活性化会議

条例制定後に、中小企業活性化に関し施策の検証・検討など必要な事項を審議します。

- 中小企業の活性化に関し重要な事項について審議するため、仙台市中小企業活性化会議を置きます。
- 仙台市中小企業活性化会議は、学識経験者、中小企業者、中小企業団体等の中から12人以内を選出（任期2年、再任あり）し、施策の基本方針に基づく実施施策に関する事項などを審議します。

7 財政上の措置

財政上の措置をすることで、中小企業の活性化に関する施策を実施可能とします。

- 市は、中小企業の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

余 白



FAX の場合は、この用紙にご記入の上、このまま送信してください。
FAX 送信先：022-267-6292 仙台市経済局経済企画課あて

意見募集用紙

「(仮称) 中小企業活性化条例」の制定に関するご意見をお聞かせください。

ご氏名	
ご住所	〒 ー

■ ご意見・ご提案等

項目名	ご意見・ご提案
1 条例制定の趣旨	該当する番号を記載し、ご意見・ご提案をご記入ください。 (例) 2の「条例制定の目的」については、〇〇〇と考える。
2 条例制定の目的	
3 用語の定義	
4 市・中小企業者等の責務・役割等	
5 施策の基本方針	
6 中小企業活性化会議	
7 財政上の措置	
8 その他	

■ 募集期間

- ・平成 26 年 11 月 11 日 (火) から平成 26 年 12 月 10 日 (水) まで※郵送の場合は、当日消印有効

■ 提出先

- ・郵 送：〒980-8671 (住所記入不用) 仙台市経済局経済企画課
- ・F A X：022-267-6292
- ・E-mail：kei008010@city.sendai.jp

■ その他

- ・氏名・住所等の個人情報については、適切な管理を行い、他の目的に使用しません。
- ・欄が足りない場合は、適宜別用紙に記入して下さい。
- ・電話での意見受付はいたしませんので、ご了承ください。